

「地球温暖化対策の基本法の制定に向けたメッセージ」に対する意見

平成21年12月28日
東京商工会議所

1. 地球温暖化対策の基本法制定に対する基本的な考え

地球温暖化対策は、温室効果ガスを排出する全ての主体が、地球規模で積極的かつ継続的に取り組まねばならない課題であり、企業の規模を問わず、避けては通れない重要な経営課題の一つであると認識している。

我が国の中期目標については、今般のCOP15で鳩山総理が「全ての主要国による公平かつ実効性のある枠組みの構築と意欲的な目標の合意が、我が国の国際社会への約束の前提」であると改めて発言されたが、国際交渉の中でこの前提が明確に担保されていない中であっては、「90年比25%削減」という国内目標を先行して地球温暖化対策の基本法に定めるべきではない。

また、温暖化防止に向けた国民各層の主体的な行動を促すために、どのような理念のもと、どのような手段で実行するのかしっかりと哲学を示すべきである。

理念を定めるに当たっては、「国際的に公平で実効性のある枠組みのもと」我が国が温暖化対策に取り組むということを明確にすべきである。

温暖化対策の諸制度の検討に当たっては、国内対策と森林吸収・海外クレジットの目標割合を明確化するとともに、地球温暖化対策税、国内排出量取引制度、再生可能エネルギー固定価格買取制度等、様々な温暖化対策をどのように組み合わせ、いかにして環境と経済の両立を図りながら実効性を高めていくのか、まず、政策の哲学を明確にすべきである。

そのうえで具体的な削減の道筋を示し、対策の効果、経済社会に与える影響や負担の全容を明らかにして、国民各層の理解と合意を得ることが不可欠である。こうした手続きを経ることなく、まず導入ありきで諸制度について地球温暖化対策の基本法に定めることには賛同できない。

地球温暖化対策基本法案第三条の7においても、「地球温暖化対策は、経済の発展との調和及びエネルギーの安定供給の確保を図りつつ、行われなければならない」とされている。今後、地球温暖化対策の諸制度の検討に当たっては、この原則にもとづき、慎重に対応することが必要である。

以上のような認識にもとづき、「小沢環境大臣からのメッセージ」に対し、以下のとおり意見を申し上げる。

2. メッセージ前文について

(1) エコ社会の構築

小沢大臣は、「地球温暖化問題の解決のために文化や豊かさを犠牲にするのではなく、真に豊かな生活を実現しながら、温室効果ガスの排出を抑えられる社会、『エ

コ社会』を構築する」との考えを示されておられる。商工会議所は「環境と経済の両立」を主張しており、この考え方に賛同する。官民一体となり、技術革新のスピードを高めていくことで「エコ社会」の実現を図るべきである。

しかしながら「経済社会の有り様が根本的に変わった新しい日本を目指す」ことにおいては、具体的な「新しい日本」のイメージが不明であるが、急激な産業構造の転換が、中小企業・地域経済に悪影響を及ぼすことがないよう配慮が必要である。

(2) 我が国の中期目標

商工会議所は、我が国の中期目標については、「主要排出国の参加」、「国際的な公平性の確保」、「環境と経済が両立する国内対策の実現の可能性」が大前提であると考えている。公平で実効性ある枠組みの中で世界の主要排出国が同等の義務を負うことなくわが国だけが厳しい目標を掲げることがあってはならない。

鳩山総理も「全ての主要国による公平かつ実効性のある枠組みの構築と意欲的な目標の合意が、我が国の国際社会への約束の前提」と言及しておられるが、是非ともその「前提」を明確化したうえで、今後の国際交渉でも堅持していただきたい。

「全ての主要排出国が『一つの枠組み』に参加すること」、「公平な尺度にもとづき、米国やEU等の先進国と公平性が担保されること」、「中国・インド等、より経済的に発展した途上国が責任と能力に応じた義務を果たすこと（測定・報告・検証義務の履行）」など、明確な「前提」の確保なく、国内の削減目標を先行して定めることのないよう望む。

3. 「私の考える政策の基本的な方向性」について

(1) キャップ&トレード方式による国内排出量取引制度の導入について

個別企業のCO₂排出量にキャップ（上限）を設定することは、企業活動に制限を加えることに他ならず、成長リスクを伴うこととなる。

また、公平なキャップの割当が極めて困難である一方、投機目的に作用する可能性があり、長期的な投資計画に影響が生じることが懸念される。

加えて、わが国の製造業はすでに省エネの努力を重ねて来ており、追加的な削減余地が小さいため、国内では十分なクレジットの発生が期待できず、海外からのクレジットの購入を余儀なくされ、その結果、国富の流出を招くことが懸念される他、エネルギー効率の低い途上国等へ生産拠点が移転することにより、地球レベルの温室効果ガス削減に悪影響を及ぼす恐れがある。

国内排出量取引制度の導入を検討するに当たっては、このような様々な懸念材料を払拭し、わが国にふさわしい制度設計が可能かどうかを見極めるため、現在行われている「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」の結果を十分に踏まえ、慎重に行うべきである。

(2) 地球温暖化対策税の導入を含む税制のグリーン化について

デフレ経済の下、中小・零細企業は、低迷する売上、高止まりしている原材料価

格、激しい価格競争等により、自助努力を越えた厳しい経営環境に追い込まれている。このような中、自社が使用するエネルギーの増税分や、取引先の価格転嫁による仕入れ単価の増加分を、価格転嫁することは非常に困難である。中小・零細企業は、大きな負担のしわ寄せを余儀なくされ、地域経済や雇用に多大な悪影響を与えるおそれがあるため、環境を名目に新たな「税負担増」を求めることには、反対である。

「地球温暖化対策税」は単独で検討するのではなく、税体系全体の中で、かつ、国内排出量取引制度や再生可能エネルギーの固定価格買取制度等、他の地球温暖化対策と一体的に検討されるべきである。その上で、国民・事業者の意見をよく聞きながら、その導入の是非等について慎重に議論がなされる必要がある。

環境省の案では、一世帯当たりの税負担額は示されているものの、実際に経済活動にどのような影響が生じるのか、費用対効果がどの程度のものなのか、実像がわからない。広く国民や事業者に地球温暖化対策税の全体像を示し、意見をよく聞き、慎重に対応していただきたい。

むしろ、地球温暖化対策を推進するためには、環境技術開発のスピードを高めるような政策を優先させるべきである。

(3) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入について

現在、太陽光発電の余剰電力の買取制度が始まったばかりであることを考えると、その影響や進捗を見極めたうえで、慎重な検討が必要であり、性急な導入は避けるべきと考える。再生可能エネルギーの固定価格買取制度の実施は、言わば社会負担コストの増大を伴うものであり、このコスト負担がどの程度のものなのか、公平性の視点からも、誰が、どの程度、負担していくのか、明確かつ具体的に提示したうえで、十分な議論を行う必要がある。加えて、現在検討されている他の経済的手法、すなわち排出量取引制度、地球温暖化対策税と一体的に検討し、総合的な負担のあり方について国民・企業の理解を得ることが必要である。

(4) 温室効果ガスの排出が少ない都市・地域構造の構築について

商工会議所は、多くの地域において、地方自治体や地域関係者との連携により、中心市街地活性化のみならず温暖化対策の観点からコンパクトなまちづくりに取り組んでいる。こうした活動に対する支援を強化されたい。

(5) 「チャレンジ25」国民運動の推進について

今後、ますます温暖化防止に向けた国民一人一人の高い自覚が求められる。これまで以上に地球温暖化対策への意識を喚起し、主体的な取り組みを促す必要がある。一方で、世界最高水準の低炭素社会をすでに実現しているわが国においては、国民の追加的な負担が必要となることへの理解を深める必要がある。可処分所得の減少や、雇用など経済社会に与える影響、家庭における省エネ機器への買い替えの必要性などについて、国民に十分に理解されることが求められる。

また「チャレンジ 25」という名称については、国際交渉を踏まえた我が国の最終的な中期目標の決定に合わせて定めるべきではないか。「90年比25%削減」

という目標について、国民的なコンセンサスが得られているとは言えない中で、名称を独り歩きさせるべきではない。

東京商工会議所では、会員企業地球温暖化対策行動指針を策定し、中小企業のエネルギー使用量・CO₂排出量の把握を後押しするなど、省エネ・温暖化対策を推進しているほか、環境社会検定（エコ検定）の実施を通じ、市民の環境への意識啓発に努めている。政府としても、国民への情報提供を一層充実させ、温暖化対策の実像と国民の責務について十分に理解を浸透させていただきたい。

（６）グリーン・イノベーションの推進について

環境・エネルギー産業に対する重点的な投資・育成や、最先端技術の開発への支援は、持続的成長の柱になるものであり、強力に進められたい。特に、日本の優れた環境技術は、世界をリードする21世紀の有望な成長産業である。また、これら有望成長産業に関連した新しい産業や市場の創出、中小企業の参入も大いに期待されており、重要政策として取り組まれたい。

（７）今後の国際交渉の主導（「鳩山イニシアティブ」による途上国支援）について

今後のポスト議定書の国際交渉にあたっては、米国、中国、インドなどすべての主要国が参加する、真に公平で実効ある枠組みづくりに向け、リーダーシップを発揮するよう努力を継続していただきたい。また、「鳩山イニシアティブ」については、「全ての主要国による公平かつ実効性のある枠組みの構築と意欲的な目標の合意」が途上国支援の前提でもあるという基本原則を貫いていただきたい。

以 上